

産業廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

1 趣旨

本仕様書は、「排水機場」から排出される産業廃棄物のみを収集運搬処分する業務委託（単価契約）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

「排水機場」とは、4項（履行場所）に定める場所をいう。

2 法律等の遵守

本業務の受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連する法令等（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。

3 委託業務の内容

本業務委託は、排水機場内に排出され、分別した塵芥の産業廃棄物を車両に積み込み、中間処理施設又は最終処分場へ運搬して、処分するものとする。ただし、産業廃棄物の種類により、中間処理、最終処分業務は、他者が実施しても差支えないものとする。その場合においては、受注者と処分業者は、個別に契約を締結し、契約書の写しを提出するものとする。

産業廃棄物の運搬に使用する車両は、廃棄物運搬専用車とし積み込みに必要な重機等は受注者の負担とする。

収集運搬の受注者は、収集運搬時に一般廃棄物の混在等が認められた場合、産業廃棄物を分別し、処分前に発注者へ報告すること。

4 履行場所

本業務の履行場所は、次のとおりとする。

（公共下水道事業会計）

- (1) 手代一丁目19番1号 中央ポンプ場内
旧住所：手代町160番地7

（排水施設維持管理事業）

- (2) 神明二丁目6番1号 神明排水機場内
(3) 谷塚上町10番3 辰井川排水機場内
(4) 松江三丁目20番1号 古綾瀬川排水機場内
(5) 谷塚上町90-2 横手堀ポンプ場内

5 委託の範囲と搬出予定数量

本業務委託の予定搬出量及び内訳は、次のとおりとする。ただし、状況により搬出量は変更となる。なお、汚泥（沈査）は、中央ポンプ場のみとする。

産業廃棄物の種類	搬出予定数量(t)
汚泥	1.8
廃プラスチック類	0.1
紙くず	0.1
木くず	0.1
金属くず	0.1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0.1
混合廃棄物(木くず、廃プラスチック、金属くず、がれき類)	0.1

6 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとし、業務を行う日は市が別に指定する日とする。

7 契約単価

本業務委託の契約は、廃棄物の種類ごとにおける、収集運搬費用及び処分費用（1t当たり）の単価契約とする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了払いとする。ただし、委託料は、契約単価に発注数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

9 計量及び報告

本業務委託で運搬する産業廃棄物は、その都度計量証明事業登録証を有する台貫（トラックスケール）で計量を行い、計量結果の記録を発注ごとに報告するものとする。

また、作業ごとに作業状況が分かるよう写真を撮影して添付しなければならない。

なお、神明排水機場内、古綾瀬排水機場内及び辰井川排水機場内に関しては、県施設であるため、個別に計量伝票を作成すること。

10 搬出日・時間

排水機場からの搬出時間は、祝日を除く月～金曜日とし、時間は午前8時30分から午後4時までとする。

11 積み替え

排水機場からの中間処理施設又は最終処分場までは、積み替えなしで運搬するものとする。

12 処分業務

処分業務は、中間処理施設又は最終処分場までの処分であり、その都度法令等に基づく技術管理者の確認を受け、状況について業務完了ごとに報告するものとする。

13 事前協議書等の提出

本委託業務を実施するに当たり、処分等の事前協議が必要な場合は、発注者及び受注者で協議を行い、関係者に事前協議書を提出するものとする。

14 提出書類

受注者は速やかに次の書類を提出しなければならない。

(1) 契約時

- ① 着手届
- ② 登録車両リスト
- ③ その他必要な書類

(2) 業務完了1回ごと

- ① 業務報告書
- ② 作業写真
- ③ 産業廃棄物マニフェスト票
- ④ その他必要な書類

15 安全管理

業務の実施に当たって、安全に特に留意するものとし、万が一、事故が発生した場合には、所定の措置を講ずるとともに、その原因、処理経過等を発注者に報告しなければならない。

16 環境対策

- (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (3) 本契約の履行に当たり、「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）の他、通過地の自治体条例が規定するディーゼル車規制に適合する自動車等を利用すること。また、適合確認のために自動車検査証（車検証）等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4) 契約の履行に当たり、自動車等を駐・停車する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」に規定するアイドリングストップを遵守すること。

17 不当要求行為に係る通報義務

草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- (2) 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

18 個人情報の取扱等

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

19 その他の事項

この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを決定するものとする。

20 問合せ先

草加市役所 河川課排水機場係 八幡
電話048（922）3409（直通）